

運転技能検査とは

75歳以上の普通自動車対応免許保有者のうち、運転免許証の有効期間満了日直前の誕生日から160日前の日から起算して過去3年間に一定の違反があると、運転技能検査を受検しなければなりません。

繰り返しの受検は可能ですが、更新期間満了日までに合格しないと運転免許証は失効します。

なお、普通自動車対応免許を有する方であり、原付、小特、二輪、大特免許のみの保有者は、対象になりません。

一定の違反とは、

- 信号無視
- 通行帯違反等
- 横断等禁止違反
- 交差点右左折方法違反等
- 横断歩行者等妨害等
- 携帯電話使用等
- 通行区分違反
- 速度超過
- 踏切不停止等・遮断踏切立入
- 交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

です。

検査の内容は

- ・ 自動車教習所等のコース内を走行し、5つの課題について検査します。
- ・ 採点は100点の持ち点から減点方式で行われます。

検査の合格基準は

大型第二種免許 中型第二種免許 普通第二種免許	80点以上	
上記以外の免許	70点以上	
課題	減点項目	点数
指示速度による走行	指示速度の対して約10km/hの過不足	-10点
一時停止	一時停止(大) 一時停止(小)	-20点 -10点
右折・左折	右側通行(大) 右側通行(小)・脱輪	-40点 -20点
信号通過	信号無視(大) 信号無視(小)	-40点 -10点
段差乗り上げ	乗り上げ不適	-20点
	補助ブレーキ等	-30点